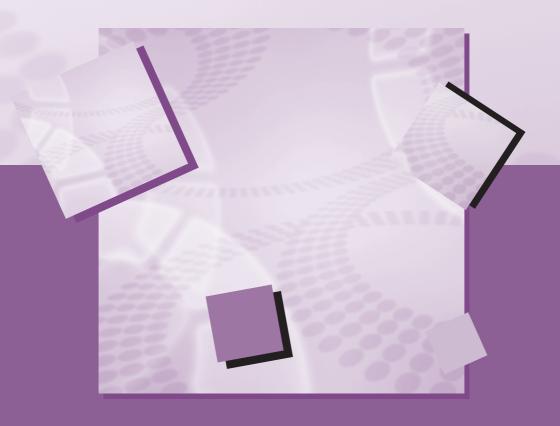
警備判例解說集

[第5版]

警備判例研究会 編著



立花書房

警備判例解説集

[第5版]

警備判例研究会 編著

第5版の発行に当たって

第4版が発行されてから7年が経過し、この間も警備警察活動に関して実 務上参考となる重要な判例が数多く示されてきたところである。

そこで、第5版の発行に当たっては、「月刊治安フォーラム」誌上の「治安関係重要判例解説」において取り上げられた判例をはじめ、警備警察活動に関連する最高裁判例等、実務上重要と認められるものを新たに追加し、あわせて、第4版の解説について所要の補正や整理を行った。

本書が、警備関係決令を幅広く研究する上での一助となれば幸いである。

令和6年1月

第4版の発行に当たって

増補再訂版が発行されてから6年が経過し、この間に、警備警察活動に関 して実務上参考となる重要な判例が示された。

そこで、第4版の発行に当たって、「月刊治安フォーラム」誌上の「治安 関係重要判例解説」において取り上げられた判例のうち実務上重要と認めら れるものを新たに追加し、所要の補正や整理を行った。

本書が、警備関係法令を研究する上での一助となれば幸いである。

平成28年2月

改訂版が発行されてから5年が経過し、この間に、警備警察活動に関して 実務上参考となる多くの重要な判例が示された。

そこで、今回の増補再訂に当たっては、「月刊治安フォーラム」誌上で掲載が続いている「治安関係重要判例解説」において取り上げられた判例のうち実務上重要と認められるもののほか、その他の最高裁判例等のうち警備警察活動に資すると認められる判例を新たに追加し、あわせて、改訂版の解説について所要の補正や整理を行った。

本書が、警備関係法令を研究する上での一助となれば幸いである。

平成21年1月

改訂にあたって

本書は「月刊治安フォーラム」1995年1月号から1999年3月号までにわたって掲載された「警備関係重要判例解説」37編を収録した「警備判例解説集」の改訂版である。

今次改訂では、「月刊治安フォーラム」誌上において掲載が続いている「治安関係重要判例解説」のうち、実務上重要と認められる17編を新たに追加したほか、初版に収録された解説についても、上級審の判断が示されたもの等について必要な補正、整理を行うことにより、現下の警備情勢に照らして真に有用と認められる解説44編を収録した。

また、上記解説に加え、警備警察活動に関する過去からの重要判例のうち、今後の警察活動にも十分に資すると認められる44判例を厳選し、各項目の末尾に参考判例として掲載することとしたので、併せて活用いただきたい。

平成15年10月

発刊にあたって

これまで警備関係の諸犯罪に対する適用法令は、刑法をはじめとして広く 犯罪全般に適用されるものや公安条例などの警備主要法令が組み合わされて 対処されてきた。

また、個々の公判では、いわゆる警備対象組織の特殊性を反映してか、一般事件とは視点を大きく異にした奥深い論点で争われているのが現状である。

本書は、「月刊治安フォーラム」1995年1月号から1999年3月号までにわたって掲載された「警備関係重要判例解説」37編を法令別に収録したものである。

各編とも、目まぐるしく変化する事象下において敢行された犯罪と真正面から対決した結果の末に得られたものから厳選して取り上げ、個々の判決内容を様々な角度から検討したものである。

判例は、個々の具体的事案に対する司法判断ではあるものの、その集積された結果をとらえた場合、その法令に対する体系的な判断(変遷)を導くことが可能となる。

したがって、表題判例各編の「解説」では、これまでの判例・学説等の見解に基づき、具体的・実際的な考察を示してきた次第である。

今後も社会情勢の変化に伴い、警備関係の犯罪形態もより複雑化・巧妙化を極めていくことが予想され、各事象に対する適格な法令適用とあわせて裁判上の争点を視野に入れた諸活動が求められる。

このような観点からも本書が、警備関係法令を幅広く研究する上での参考 としていただければ幸いである。

平成11年11月

判例集・雑誌 凡例

刑録 大審院刑事判決録 刑集 大審院刑事判例集

 刑集
 最高裁判所刑事判例集

 民集
 最高裁判所民事判例集

 高刑集
 高等裁判所刑事判例集

高検速報(集) 高等裁判所刑事裁判速報(集)

特報 高等裁判所刑事判決特報 裁判特報 高等裁判所刑事裁判特報

東時 東京高等裁判所刑事判決時報 下刑集 下級裁判所刑事裁判例集

刑裁月報 刑事裁判月報

LEX/DB TKC法律情報データベース

判時 判例時報

判タ判例タイムズ刑資刑事裁判資料裁時裁判所時報判地自判例地方自治

目 次

第5版の発行に当たって 第4版の発行に当たって 増補再訂版の発行にあたって 改訂にあたって 発刊にあたって

| 第一編 | 警察法・警職法 | 1 |
|---------|--|----|
| 第一 | 自動車検問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| \circ | 警察官による交通違反の予防・検挙を目的とする自動車検 | |
| 引 | 問の適法要件を示した最高裁決定(最高裁昭和55年 9 月22日 | |
| Ħ | 央定・刑集34巻 5 号272頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| < | 〈参 考 判 例〉 | 12 |
| 第二 | 警察活動と写真撮影 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| 1 | 犯罪捜査のための写真撮影等 | 14 |
| 1 | 犯罪捜査のため個人の容ぼう等の写真撮影が許容される限 | |
| 星 | 界一般を判示した最高裁判例(最高裁大法廷昭和44年12月24 | |
| E | 日判決・刑集23巻12号1625頁、判時577号18頁) | 14 |
| 2 | コンビニ店内に設置した防犯ビデオカメラの映像が録画さ | |
| 1 | れたビデオテープを、犯罪捜査に協力する目的で警察に提供 | |
| l | した行為が違法とは認められないとされた事例(名古屋高裁 | |
| 7 | 平成17年3月30日判決[確定]、公刊物未登載「損賠請求事 | |
| 华 | 牛」) | 24 |
| 2 | 警備情報活動のための写真撮影等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| \circ | 集会参加者に対する写真・ビデオ撮影、自動車検問、尾行 | |
| カ | がそれぞれ適法性の要件を欠いており、違法であるとした国 | |
| 蓊 | 家賠償請求事件(大阪高裁平成12年3月23日判決[確定]・ | |
| 1 | 公刊物未登載) | 32 |

| 3 警備警察活動のためのカメラ等の利用 | 47 |
|--|----------|
| ① 防犯用テレビカメラの設置を一部違法とする国家賠償請求 | |
| 事件(大阪地裁平成6年4月27日判決[控訴]・判時1515号 | |
| 116頁、判夕861号160頁) | 47 |
| ② オウム真理教信者の主催するコンサートの会場周辺におけ | |
| るビデオ機器による監視行為等に違法がないとした国家賠償 | |
| 請求事件(東京地裁平成12年9月6日判決[確定]・判時 | |
| 1739号74頁) | 55 |
| ③ 「視察」による情報収集活動の当否が争われた国賠事件(東 | |
| 京高裁平成25年9月13日判決[上告棄却決定により確定]・ | |
| 公刊物未登載) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 63 |
| 〈参 考 判 例〉 | ····· 72 |
| 第三 職質・所持品検査 | 77 |
| ① 警察官の職務質問に付随して行う所持品検査の許容限度を | |
| 示した最高裁判決(最高裁第三小法廷昭和53年6月20日判 | |
| 決・刑集32巻 4 号670頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ····· 77 |
| ② 警衛警備従事中、挙動不審な在日米国人に対して行った職 | |
| 務質問等の職務行為が違法とは認められないとされた事例 | |
| (仙台地裁平成18年8月29日判決 [確定]・公刊物未登載「国 | |
| 家賠償請求事件」)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 87 |
| ③ 集会警備に従事中の警察官が行った不審者に対する職務質 | |
| 問が違法とは認められないとした国家賠償請求事件判決(広 | |
| 島地裁平成22年9月17日判決 [確定]・公刊物未登載) | |
| 〈参 考 判 例〉 | |
| 第四 制 止 | 105 |
| ○ 警察官による現行犯罪の制止行為の適法性(東京高裁平成 | |
| 18年10月11日判決[上告]・判タ1242号147頁)・・・・・・・・・・・・ | |
| 第五 警 察 広 報 ······ | 119 |
| ① 警察から報道機関への情報提供が名誉毀損等に当たるとし | |
| て提起された国家賠償請求が棄却された事例(横浜地裁平成 | |
| 8年5月8日判決 [控訴]・判時1606号68頁) | 119 |

| ② 警察官が報道機関に対し捜索差押え等に関する情報を提供 |
|--|
| したことにより名誉を毀損されたなどとする国家賠償請求訴 |
| 訟において、情報を提供した者が特定されていなくても、提 |
| 供した情報の内容等から、当該情報提供が専ら公益を図る目 |
| 的でされたものであると判断され、一審原告の請求が棄却さ |
| れた事例 (東京地裁平成30年11月27日判決・LEX/DB |
| 25557828、東京高裁令和元年6月6日判決・公刊物未登載)・・・・・・・126 |
| 〈参 考 判 例〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| |
| |
| 第二編 刑事手続法関係 |
| 第一 任意捜査 |
| ○ 任意捜査において許容される有形力行使の限度を示した最 |
| 高裁決定(最高裁第三小法廷昭和51年 3 月16日決定・刑集30 |
| 巻 2 号187頁、判タ335号330頁、判時809号29頁)・・・・・・ 141 |
| 第二 指名手配 |
| ○ 公訴時効完成後も指名手配ポスターが掲示されていたた |
| め、名誉権が侵害されたとする国家賠償請求事件(東京地裁 |
| 平成11年12月10日判決 [確定]・判地自204号89頁) · · · · · · 151 |
| 〈参 考 判 例〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第三 逮 捕 |
| ① 道路上におけるビラ配布行為を道路交通法違反として現行 |
| 犯逮捕したことに対する国家賠償請求事件に関する判決(千 |
| 葉地裁平成 3 年 1 月28日判決 [確定]・判タ755号145頁) 161 |
| ② 和光大学内ゲバ事件最高裁決定(最高裁第三小法廷平成 8 |
| 年 1 月29日決定・刑集50巻 1 号 1 頁、裁時1164号 2 頁) 172 |
| ③ 京都市屋外広告物条例違反で現行犯逮捕、留置したことに |
| 対する国家賠償請求事件上告審判決(最高裁第二小法廷平成 |
| 8年3月8日判決・民集50巻4号408頁、判時1565号92頁、 |
| 到夕908号973百)101 |

| ④ 現行犯逮捕のため警察官が街宣車の窓ガラスを破壊した行 |
|---|
| 為が適法とされた事例(東京地裁平成8年3月29日判決 [確 |
| 定]・判タ931号200頁) 204 |
| ⑤ 仮に誤認逮捕であったとしても、逮捕状の請求並びにそれ |
| に基づく逮捕及び留置は違法ではないとする国家賠償請求事 |
| 件控訴審判決(仙台高裁平成10年12月24日判決[上告]・公 |
| 刊物未登載) |
| ⑥ 逮捕状が執行される前の段階においては被疑者が「罪を犯 |
| したことを疑うに足りる相当な理由」がないとして国家賠償 |
| 請求することは許されないとする事例(東京地裁平成26年3 |
| 月27日判決・LEX/DB25503978、東京高裁平成26年 8 月27日 |
| 判決・公刊物未登載、最高裁平成27年2月5日決定・公刊物 |
| 未登載) |
| 〈参 考 判 例〉 · · · · · · · · 226 |
| 第四 捜索・差押え |
| |
| ① 令状による捜索差押えの目的物の範囲(最高裁第一小法廷 |
| ① 令状による捜索差押えの目的物の範囲(最高裁第一小法廷平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| |
| 平成 9 年 2 月13日判決・公刊物未登載) ・・・・・・ 229 |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) 229 ② フロッピーディスク等につき内容を確認せずに差し押さえることが許されるとされた事例(最高裁第二小法廷平成10年5月1日決定・判時1643号192頁、判タ976号146頁) 235 ③ 捜索差押え時、刑訴法222条、112条を根拠に電話受発信制 |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) 229 ② フロッピーディスク等につき内容を確認せずに差し押さえることが許されるとされた事例(最高裁第二小法廷平成10年5月1日決定・判時1643号192頁、判タ976号146頁) 235 ③ 捜索差押え時、刑訴法222条、112条を根拠に電話受発信制限ができるとする国家賠償請求事件判決(東京高裁平成12年6月22日判決[上告]・公刊物未登載) 240 |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) 229 ② フロッピーディスク等につき内容を確認せずに差し押さえることが許されるとされた事例(最高裁第二小法廷平成10年5月1日決定・判時1643号192頁、判タ976号146頁) 235 ③ 捜索差押え時、刑訴法222条、112条を根拠に電話受発信制限ができるとする国家賠償請求事件判決(東京高裁平成12年6月22日判決[上告]・公刊物未登載) 240 ④ 革マル派活動拠点に対する捜索差押えに関し、執行方法の一部、差押処分の一部及び押収品の留置継続がそれぞれ適法 |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |
| 平成9年2月13日判決・公刊物未登載) |

| ⑥ 革マル派活動拠点に対する捜索差押えに係る国家賠償請求 | |
|---------------------------------------|---|
| 事件控訴審判決(名古屋高裁平成15年3月27日判決[確定]・ | |
| 公刊物未登載) | 8 |
| ⑦ よど号事件犯人の子供たちと共に北朝鮮から帰国した弁護 | |
| 士に対する捜索を違法とは認められないとした国家賠償請求 | |
| 事件判決(東京高裁平成18年10月 5 日判決 [確定]・公刊物 | |
| 未登載) | 7 |
| ⑧ 捜索差押許可状に基づき被告人方居室を捜索中、宅配便の | |
| 配達員によって被告人あてに配達され、被告人が受領した荷 | |
| 物を同許可状に基づいて捜索することができるとした覚せい | |
| 剤取締法違反被疑事件(最高裁第一小法廷平成19年2月8日 | |
| 決定・判時1980号161頁、判タ1250号85頁)28 | 6 |
| ⑨ 革マル派の影響下にある団体の構成員を被疑者とする暴力 | |
| 行為等処罰ニ関スル法律違反について捜索差押許可状を請求 | |
| し及び執行したことに違法はないとした国賠事件(東京高裁 | |
| 平成20年 2 月14日判決 [確定]・公刊物未登載)29 | 5 |
| ⑩ ブント活動家を被疑者とする詐欺事件については逮捕状及 | |
| び捜索差押許可状を請求したことなどに違法はないとした国 | |
| 賠事件(横浜地裁平成21年10月7日判決[確定]・公刊物未 | |
| 登載) | 5 |
| ① 捜索差押えにおける包括的な差押え等が違法とは認められ | |
| ないとした国賠控訴事件(東京高裁平成23年11月29日判決・ | |
| 公刊物未登載) | 6 |
| ② 宗教法人施設における捜索差押えに際して、宗教法人代表 | |
| 者が押収拒絶権を行使したにもかかわらず機関誌の購読者一 | |
| 覧表を押収されたなどとする国家賠償請求訴訟につき、押収 | |
| 拒絶権が行使されたとはいえないとして請求が棄却された事 | |
| 例(東京地裁令和 2 年10月22日判決・LEX/DB25586564、東 | |
| 京高裁令和3年5月12日判決・公刊物未登載)・・・・・・・32 | 6 |

| <u>(13</u> | 中核派活動家による詐欺事件において被疑者以外の第三者 | |
|------------|---|-----|
| | である原告の組合事務所に対する捜索差押許可状を請求した | |
| | ことに違法はないとした国家賠償請求事件控訴審判決(東京 | |
| | 高裁令和4年4月14日判決・公刊物未登載)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 334 |
| | 〈参 考 判 例〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 345 |
| 第五 | . 接 見 | 354 |
| <u>(1</u> |) 現行犯逮捕された被疑者と「弁護人となろうとする者」と | |
| | の接見交通権が侵害されたとする国家賠償請求事件(最高裁 | |
| | 第三小法廷平成12年 6 月13日判決・民集54巻 5 号1635頁、判 | |
| | 時1721号60頁) | 354 |
| 2 | 逮捕された被疑者との初回の即時の接見を妨害されたなど | |
| | とする国家賠償請求訴訟において、弁護士の接見申出から約 | |
| | 1 時間後を接見時刻とした接見指定は刑事訴訟法39条 3 項に | |
| | 違反しないと判断され、一審原告の請求が棄却された事例 | |
| | (東京地裁令和元年7月17日判決・公刊物未登載、東京高裁 | |
| | 令和元年12月19日判決・公刊物未登載) | 363 |
| | 〈参 考 判 例〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 371 |
| 第六 | : 証 拠 ····· | 373 |
| <u> </u> | 違法収集証拠の証拠能力(最高裁第一小法廷昭和53年9月 | |
| | 7 日判決・刑集32巻 6 号1672頁、判時901号15頁) | 373 |
| 2 | 圧力鍋爆弾事件控訴審判決(東京高裁平成8年6月28日判 | |
| | 決 [上告]・判時1582号138頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 383 |
| 3 | 写真面割りの正確性を担保する基準(東京高裁昭和60年 6 | |
| | 月26日判決 [確定]・判時1180号141頁) | 389 |
| <u>4</u> | 革マル派関連施設に対する捜索差押えに立ち会った際、警 | |
| | 察官からの暴行により負傷したとする国家賠償請求事件判決 | |
| | (福岡地裁平成14年9月26日判決 [確定]・公刊物未登載)・・・・・ | 395 |
| | 〈参 考 判 例〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 403 |

| 第三編 | 刑事実体法関係 | 405 |
|-----|--|--------------|
| 第一 | 刑 法 | 407 |
| _ | 自 首一 | 407 |
| 0 | オウム真理教の元幹部による弁護士一家殺害事件判決(東 | |
| | 京地裁平成10年10月23日判決[控訴]・判時1660号25頁)・・・・・・ | 407 |
| _ | 共 犯一 | 415 |
| 1 | 名義人が事前承諾した一般旅券発給申請書の作成・行使に | |
| | つき、作成者に有印私文書偽造、同行使罪が、名義人は共謀 | |
| | 共同正犯が成立するとした事例(東京地裁平成10年8月19日 | |
| | 判決[確定]・判時1653号154頁)・・・・・・・・・・・・・・ | 415 |
| 2 | 公正証書原本等不実記載罪幇助等を犯したと疑うに足りる | |
| | 相当な理由があり、逮捕状請求等の行為に違法はないとする | |
| | 国家賠償請求事件(横浜地裁平成9年9月4日判決[控 | |
| | 訴]・公刊物未登載) | ····· 421 |
| _ | 放 火一 ····· | ····· 427 |
| 0 | 複数の建物が廻廊等により接続されていた神社神殿が1個 | |
| | の現住建造物に当たるとされた事例(最高裁第三小法廷平成 | |
| | 元年7月14日決定・判時1328号19頁、判タ710号123頁) | |
| _ | 住 居 侵 入一 ······ | 433 |
| 1 | 建造物の管理権者が立入拒否の意思を積極的に明示してい | |
| | なくとも建造物侵入罪が成立するとした判決(最高裁第二小 | |
| | 法廷昭和58年4月8日判決・刑集37巻3号215頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 433 |
| 2 | 監視の目的で近隣の共同住宅の外階段踊り場に断続的に立 | |
| | ち入ることが住居侵入罪に当たるとされた事例(名古屋地裁 | |
| | 平成7年10月31日判決・判時1552号153頁、名古屋高裁平成 | |
| | 8年3月5日判決・判時1575号148頁 [確定]) | 442 |
| 3 | 建造物侵入罪等の被疑者らに対する逮捕・捜索差押え等を | |
| | 違法とする国家賠償請求事件(東京地裁平成10年2月2日判 | |
| | 決 [控訴]・公刊物未登載)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 〈参 考 判 例〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| _ | 文 書 偽 造— ••••••••••••• | $\cdots 462$ |

| ○ 過激派活動家による免状等不実記載事件等に係る裁判例 | |
|--|-------------|
| (京都地裁平成3年10月8日判決・公刊物未登載、東京地裁 | |
| 平成4年4月28日判決・公刊物未登載、東京高裁平成5年 | |
| 9月22日判決・公刊物未登載、東京地裁平成6年10月5日判 | |
| 決・公刊物未登載、京都地裁平成15年10月17日判決・公刊物 | |
| 未登載、金沢地裁平成16年2月23日判決・公刊物未登載、大 | |
| 阪高裁平成19年7月31日判決・公刊物未登載)・・・・・・・・・ | 162 |
| 〈参 考 判 例〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 177 |
| 一殺 人 予 備一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 17 9 |
| ○ 宗教法人オウム真理教による「サリン生成化学プラント建 | |
| 設等」事件判決(東京地裁平成8年3月22日判決 [確定]・ | |
| 判時1568号35頁、判夕923号98頁) | 1 79 |
| —凶 器 準 備— | 185 |
| ○ 凶器準備集合罪において共謀共同正犯の成立を肯定した東 | |
| 京高裁判決(東京高裁昭和49年7月31日判決 [確定]・高刑 | |
| 集27巻 4 号328頁、判時763号106頁) | 185 |
| 一威力業務妨害一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 194 |
| ① 沖縄国体日の丸旗焼燬事件に対する控訴審判決(福岡高裁 | |
| 那覇支部平成7年10月26日判決 [確定]・判時1555号140頁、 | |
| 判タ901号266頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 194 |
| ② 新宿駅西口「動く歩道」建設に伴う威力業務妨害事件控訴 | |
| 審判決(東京高裁平成10年11月27日判決 [上告]・判時1682 | |
| 号 3 頁) | 503 |
| 〈参 考 判 例〉 | 510 |
| 一建造物損壞一 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 514 |
| ○ ペンキを使用して公衆便所の外壁に「反戦」、「戦争反対」 | |
| 等と大書した行為について、建造物損壊罪が成立するとした | |
| 事例(最高裁第三小法廷平成18年 1 月17日決定・判時1927号 | |
| 161頁、判タ1207号144頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 514 |
| 〈参 考 判 例〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 521 |

| 第二 | 公 安 条 例 | 522 |
|------------|--|-----|
| 1 | 東京都公安委員会の付した許可条件に違反して蛇行進を | |
| 行 | 行った集団示威運動を指導した行為が東京都公安条例違反に | |
| 7 | áたるとした事例 (東京地裁平成 8 年 4 月19日判決 [確定]・ | |
| 2 | 門物未登載) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 522 |
| 2 | ①デモの申請について行った公安委員会の進路変更処分に | |
| | 対する執行停止の申立てを却下した事例(東京地裁平成 | |
| | 13年8月14日決定・公刊物未登載) | |
| | ü申請どおりのデモコースで許可処分することを求める仮 | |
| | の義務付けの申立てを却下した事例(東京地裁平成23年 | |
| | 2月19日決定・公刊物未登載) | 528 |
| < | 参考判例〉 | 538 |
| 第三 | 特 別 法 | 540 |
| | 暴力行為等処罰に関する法律― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 540 |
| \circ | 右翼団体構成員による抗議行為が暴力行為等処罰に関する | |
| 注 | 法律1条違反とならないとされた事例(松山地裁平成9年3 | |
| 月 | [31日判決 [確定]・公刊物未登載) | 540 |
| —/ | ハイジャック法― | 547 |
| \circ | 全日空機乗っ取り事件第一審判決(函館地裁平成9年3月 | |
| 2 | 1日判決 [控訴]・判時1608号33頁) | 547 |
| 一電 | 』 波 法─ ····· | 554 |
| \circ | 電波法110条 1 号の無線局の開設及び運用に該当するとさ | |
| 1 | れた事例(東京地裁八王子支部平成9年7月4日判決 [確 | |
| 泵 | E]・判タ969号278頁) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 554 |
| — <u>=</u> | 国家公務員法— ····· | 559 |
| \circ | 国家公務員の政治的行為の制限に関する2つの最高裁判決 | |
| (: | 最高裁平成24年12月7日第二小法廷判決・判時2174号21頁、 | |
| Ī | 引32頁) | 559 |

xx 目 次

| 第四編 | 民事法関係 … | | | | 569 |
|-----|--------------|--------------|-------------|--------|---------|
| 第一 | 文書提出命令 · | | | | · · 571 |
| 1 | 文書提出命令の | 申立てに関して、 | 搜索差押許可状 | の提出命 | |
| 令 | で相当とし、捜 | 索差押令状請求書 | 書の提出命令を破 | 棄した事 | |
| 侈 | 」(最高裁平成17 | 7年7月22日決定· | 民集59巻 6 号18 | 37頁、判 | |
| 民 | F1908号131頁、# | リタ1191号230頁) | | | ·· 571 |
| 2 | 搜索差押許可状 | 請求時の疎明資料 | 4の提出を求める | 文書提出 | |
| 命 | う令申立事件にお | いて、疎明資料の |)一部提出を命じ | る決定が | |
| な | されたが、抗告 | 審で同決定が取り | 消された事例(| 大阪地方 | |
| 裁 | 划所平成30年3 | 3月8日決定、大 | 阪地方裁判所平 | 成30年 4 | |
| 月 | 18日決定、大阪 | 高等裁判所平成3 | 0年 6 月29日決定 | ・いずれ | |
| ŧ | 公刊物未登載) | ••••• | | | · · 582 |
| < | 参考判例》: | | | | 593 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 判例索 | 引 | | | | 599 |
| | | | | | |

第一編 警察法・警職法

第一 自動車検問

第二 警察活動と写真撮影

第三 職質・所持品検査

第四制 止

第五 警察広報

警察官による交通違反の予防・検挙を目的とする自動 車検問の適法要件を示した最高裁決定

(最高裁昭和55年9月22日決定・刑集34巻5号272頁)

1 はじめに

自動車検問とは、通常、「犯罪の予防・捜査等のため、走行中の自動車を停止させて、その自動車を見分し、あるいは自動車に乗っているもの(運転者・同乗者)に対して質問すること」(田村正博「四訂版・警察行政法解説」186頁)をいい、実務上広く行われているものである。法律上、この自動車検問について規定したものはないものの、警察活動を行う上で有効な手段の一つであることから重要視されている。

しかし、現実には行動の自由を制約する警察活動であるとして、運転者や 同乗者から、その法的根拠や適法性などに疑問を呈され、順調に検問が行わ れず、現場における警察責務の遂行に支障を来したり、公判の場においてそ の適法性が争われることが少なくない。

本決定は、交通検問の事例ではあるが、警察官による自動車の一斉検問の 適法性について、最高裁が初めて判断を下したものとして、注目に値すると 考えられることから、本決定の内容について若干の解説を行うことにする。

2 事案の概要

警察官2名が、深夜、かねてから飲酒運転の多発している地点において通 過車両のすべて(ただし、一方向のみ)に停止を求めて検問を行った。本件 被告の車両も走行の外観上は不審な点がなかったものの、警察官が合図によ り停止させた。その際、窓ごしに免許証の呈示をさせたところ酒臭がしたた

め、警察官のうちの1名が降車を求め、降車した被告の酒臭を確認した後、派出所での飲酒検知により酒気帯び運転の事実を確認し検挙した。被告人は酒気帯び運転の罪で起訴された。公判において、被告は、上記検問はなんら法的根拠もなく行われ、市民のプライバシーを侵害する違法なものであり、検問が端緒となって収集された証拠は証拠能力を欠く等と主張した。

3 決定の要旨

「職権によって本件自動車検問の適否について判断する。警察法2条1項 が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安 全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意 手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権 利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段に よるからといって無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び警察 官職務執行法1条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動 車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴 う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべ きものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも 考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の 適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、 同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりな く短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問など をすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利 用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適 法なものと解すべきである。|

4 解 説

(1) 前審(一審: 宮崎地裁昭和53年3月17日判決・判時903号107頁、 二審:福岡高裁昭和53年9月12日判決・判時928号127頁)

第一審では、本件のような自動車検問は交通の安全と交通秩序を維持する ために必要性は否定できないところであって警察法2条1項が交通取締の一 環として当然右のような交通検問の実施を警察官に許容しているものと解さ れるところであり、同条項は組織体としての警察の所掌事務の範囲を定めるとともに、警察がその所定の責務を遂行すべきことを規定したものであり、警察官にとって権限行使の一般的な根拠となり得るものであるとの判断を示した(参考判例12頁参照)。

第二審でも、警察法2条は警察官の権限行使の一般的根拠を定めたものであり、同条1項は交通取締の一環として、当然本件のような交通検問の実施を警察官に許容しており、権限の行使に当たっては強制手段に出る場合には、その権限を規定した特別の根拠規定のあることを要するが、強制手段に出ないで任意手段による限り特別の根拠規定がなくともこれをなし得ると解すべきであり、その場合、いかなる態様、程度の行為が任意手段として許容されるかは、警察比例の原則に従い、警察官の権限行使の具体的必要性と相手方の受ける不利益とを比較衡量して、具体的状況のもとで相当と認められる限度と解されるとの判断を示した。

(2) 自動車検問の種別

ひとえに自動車検問とはいっても、一つの形態に限られるわけではなく、 目的に応じて、

- ① 特定の重大犯罪が発生した際に、犯人の検挙捕捉と捜査情報の収集を主 たる目的とする、緊急配備活動としての検問
- ② 自動車強盗など不特定の一般犯罪の予防、検挙を主たる目的とする「警戒検問 |
- ③ 特に交通違反の予防、検挙を目的とする「交通検問」 に分けることができる。

さらに、検問の対象となる自動車の態様は、

- a 当該自動車について外観上具体的異常が認められる場合
- b 当該自動車について外観上具体的異常が認められない場合がある。

本件自動車検問は、飲酒運転検挙の目的で外観上不審点があるなしにかかわらず、検問所を通過する全ての車両(一方向のみ)を対象として行われたものであることから、上記の③のbの形態に該当する。

(3) 問題の所在

上記自動車検問のうち、aの当該自動車について外観上具体的な異常が現

認できる場合にあっては、検問の種類が①、②又は③のいずれであろうとも、警察官職務執行法(以下「警職法」という。)2条1項の「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある」場合又は「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる」場合に該当すると考えられることから、本条項を法的根拠とすることについては、問題は生じないと思われる。

また、①の緊急配備活動としての検問は、刑事訴訟法197条の任意捜査の 規定又は警職法2条1項を根拠として、要件に合致する限りは行い得るし、 そうすることで、緊急配備活動の目的は達成できると考えられる。

しかしながら、②及び③でbの態様の自動車検問については、警職法2条1項の要件には該当せず、検問の法的根拠とはなり得ない。

自動車の停止を求めるための個別的な規定についても、定員超過、いわゆる「ハコ乗り」等の乗車態様、過積載又は牽引について、危険防止の必要性があると認められる場合の停止を含む危険防止措置を警察官がなし得る旨定めている道路交通法61条、関係法規に定められている整備基準に適合しないことから交通に危険を生じたり、他人に迷惑を及ぼすおそれのある車両を停止させ、車検証等の呈示を求め、車両装置の検査をなし得る旨定めている同法63条並びに無免許運転、酒気帯び運転及び過労・病気・薬物影響下での運転の禁止違反で運転されていると認められる車両を停止させ、運転免許証の呈示を求めることができる旨定めている同法67条の規定があるが、それぞれの場合における自動車に停止を求める行為等の法的根拠とはなり得るものの、外観上の不審点の有無にかかわりなく自動車を停止させる根拠とすることはできないため、②及び③でbの態様の自動車検問が法的に認められるか否かが問題となる。

(4) 判例・学説にみる本件自動車検問の法的根拠について

ア不適法説

昭和30年代、タクシーに乗客を装い乗車し、運転手を殴打、傷害又は殺害して乗車賃を踏み倒し、加えてタクシーの売上げ金までも奪うという事案が多発したことから、これを防止するために自動車検問を実施した。その際、検問に対し不満を抱いた被疑者が検問に従事していた警察官に暴行を加えた

ことに対して公務執行妨害罪に問われた。大阪地裁では、本件自動車検問は 法律上の根拠を欠き違法であると判断し、被告の行為は公務執行妨害罪に当 たらないとした(大阪地裁昭和37年2月28日判決・下刑集4巻1・2号170 頁)。

この判決は、警察法の規定する警察の任務を遂行する手段として設けられ た警職法の性質に着目し、同法が通行人を停止、質問する権限について厳格 な要件を定めていることから、自動車検問が許容されるためには、警職法上 の職務質問の要件が満たされなければならないところ、本件自動車検問の実 質は「職務質問の要件なき職務質問」にすぎず、警察官は停車を命ずる権限 が欠如していることから違法であるとの考え方に立っている。

しかし、警職法上の職務質問の要件が満たされなければならないとする と、多発する交通違反を防止するための交通検問や、テロ・ゲリラ事件の予 防、検挙を目的として、危険人物の空港への侵入を防止するための警戒検問 が有効な手段となっている現在において、こうした自動車検問の多くを否定 し、外観上、飲酒している者やテロ・ゲリラの敢行を意図している者が運転 していることが明白となるまで見過ごさざるを得ないことになり、非常に深 刻な事態を招来するおそれがある。さらに、警職法上の要件を具備している か否かを確認するために自動車を停止させるという行為についても職務質問 の要件を満たす必要があるとする論拠が不十分であるというそしりも免れな いと思われる。

イ 警職法2条1項根拠説

上記のような考え方が出た一方で、自動車検問の必要性に鑑み、法的根拠 のある合法な行為であるとする考え方も上記大阪地裁の控訴審(大阪高裁昭 和38年9月6日判決・判時360号9頁、判タ157号67頁)で初めて示された (参考判例12頁参照)。

判決によると、警職法上の職務質問の権限は、自動車利用者をその対象か ら除外するものではなく、走行中の自動車について職務質問の要件を具備す るか否かの判断が事実上不可能であることを考慮し、警職法がこの要件の存 否を確認するために自動車利用者に停車を求める権限をも当然に警察官に与 えたものと解され、同乗者に職務質問の前提要件の存否を確かめるために若 干の質問をすることも、相手方の任意の応答が期待できる限度で許されてい

ると解されるとしている。

しかし、他方において、警職法所定の職務質問自体が任意手段であるからには、その前提として認められる自動車の停止を求める行為もこれに準じた 厳格な要件の下になされなければならないとし、

- ・ 犯罪を犯し、犯そうとするものが自動車を利用している蓋然性が客観的 に認められ
- ・ 予防、検挙しようとする対象が重大犯罪であって、検問しなければその 目的を達することが困難で、しかも、できる限り短時間の停止でとどめ得 る場合に
- ・ 道路の閉塞等物理的強制を用いないでなされる限りという要件を示した。

この考え方は、職務質問をなす前提要件の充足の有無を調べるため自動車を停止させる権限も警職法2条1項の拡張解釈として認めようとしたものであると解される(荘子邦雄「自動車検問と公務執行妨害罪の成否」法律時報34巻6号50頁)。

これに対しては、不審事由の存否を確認するためにする警察官の活動は、職務質問ではなく、職務質問に先行するものであり、もしこれを広く認めれば、歩行者・自動車利用者の別を問わず、外観上不審点もないのに、警察官が恣意的に人に停止を求めることが可能となり、法律上特段の根拠も示されていないことから逆に歯止めが利かなくなりかねないという問題や、職務質問の要件の存否を確認するために停車を求める権限まで職務質問の権限に含まれているという解釈は、法の文言から乖離し過ぎているという問題が指摘されている。

ウ 警察法2条根拠説

その後、交通違反の有無の確認を目的とする交通検問の根拠を警察法2条に求め、交通の取締りの任務遂行上、必要最小限において交通検問が適法となると解する判決が出された(宮崎地裁昭和53年3月17日判決。参考判例12頁参照)。

これは、警察法2条1項は、組織体としての責務の範囲を定めた規定であるとともに、警察官がその責務を遂行すべき権限の一般的な根拠であり、ただ、強制手段を用いるためには他に特別の明文の規定が必要であるが、任意

手段による限り、上記責務を遂行するに必要にして合理的な活動をすること ができるとして、警察法2条1項により、必要な場合、無差別的一斉の自動 車検問をすることができるとの考え方である(出射義夫「自動車検問に関す る法律問題 | ジュリスト249号37頁、上垣猛「自動車検問の適法性と警察法 2条1項 | 法律のひろば33巻12号44頁)。

この背景には、具体的事案に即して警察の前に立ちはだかる障害を排除す るため、必要にして合理的な手段は強制手段でない限り特別の明文を必要と せずに行い得るという解釈に立たないと現行の警察権限を合理的に理論づけ られないことになるとの考え方があると思われる。

この考え方については、警察法がその1条で「警察の組織を定めることを 目的とする | と規定していることなどを理由に、警察法は警察に関する組織 法にすぎず、警察活動の個々の手段の法的根拠を警察法2条に求めることに は無理があるのではないかという批判がある。

エ 自動車検問を憲法上の規制に服させようとする説

法律上の明文の規定を欠く形態の自動車検問について、根拠条文がみつ かったからといってそれからすぐに自動車検問の可能な範囲を導き出すこと によってその適法性が認められるということにはならないとの前提に立ち、 自動車検問について、どのような利益と利益との衡量であるかを認識しやす くしようとの意図によって憲法の規制に服させるという考え方もある。

第一には、憲法31条の適正手続の要請の趣旨に鑑み、公共的要求から、相 当な嫌疑がなくとも人身の拘束が必要な場合には、直接に憲法31条の適正手 続の規定の具体的内容が問題となり、憲法31条に照らして合理性があれば許 容されるとするものである(田宮裕「自動車の停止権と人身の自由」警察研 究35巻11号)。

第二の考え方としては、憲法33条及び35条はともに個人のプライバシー保 護のための規定であるとの憲法論を前提とし、自動車検問がプライバシーを 干渉する措置であることを認めた上で、自動車利用者のプライバシーを警察 比例の原則に従って制約することを正当化する相当な理由がある場合がある ことを法全体が予定しており、さらに、憲法33条及び35条が法執行に不可能 や、著しい困難を求めるものではなく、一定の例外を許容するものといえる とするものである(渥美東洋「自動車検問の法律構成について | 判タ423号

13頁)。

これらは、国民の権利保護を議論の出発点に置き、自動車検問を憲法の規制に服させ、国民と警察(国家)の間での利益の対立状況を際立たせることにより、国民にとって自らの権利規制の状況を分かりやすくしている反面、法律により警察権の限界を明確にすることによって権限の濫用を防止すべく国会による民主的コントロールに服せしめることを放棄し、憲法というより抽象的な規範に国民の権利規制のよりどころを求めてしまっているという問題点が指摘されている。

(5) 本決定の考え方について

そこで、本決定の考え方について検討する。

本決定を解説したものの中には、本決定は、交通検問の法的根拠を警察法 2条1項においたものとみる向きが多いようである(荒木伸「自動車検問の 適法性」重要判例解説昭和55年度版200頁、曽和俊文「自動車の一斉検問」 行政判例百選 I 220頁、椎橋隆幸・警察研究58巻 8 号60頁、判時997号40頁、 判タ422号75頁等)。

しかし、本決定は、警察法2条根拠説がいうように、同条を警察活動の一般的な権限規定と解しているか否かは判文上明らかではなく、警察法2条の法的性格についての判断を示したものではないと解される。これは、本決定が「警察法2条1項……に照らすと」と判示しており、「警察法2条1項に基づき」とか、同条項を「根拠として」などの表現をとっていないことからも明らかであろう。

むしろ、本決定は、警察官がこれを実現するため強制手段を用いるには、他に個別にこれを規定した法律がなければならないが、「強制力を伴わない任意手段による限り」、それを用いることは、「一般的に許容されるべきものである」との前提に立って、問題とされた交通検問が右の任意手段に当たると判断したものであると解するのが妥当であると考えられる(河上和雄「自動車検問」別冊判夕第9号27頁)。

(6) 本決定の持つ意味

以上のように、本決定は、警察法2条1項にいう「警察の責務」たる「交通の取締」を行うに際して、強制手段については明文の規定があってはじめて適法にこれを行うことができるものの、任意手段である限りは、

- ・ 交通違反の多発する地域等適当な場所において(合理性)
- ・ 相手方の任意の協力を求める形で(任意性)
- ・ 自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われたこと(比例原則)

という要件を満たせば、それを許容する個別的な権限規定がなくとも行うことができることを最高裁の立場から示したということに意義があるものと思われる。

そこで問題となるのは、本決定の考え方は交通検問限りであるのか、それとも警戒検問についても、本決定の考え方が及ぶのかということである。右翼や過激派等によるテロ・ゲリラ敢行のおそれがある場合に、襲撃対象と目される外国要人等の来日、警護対象者の移動などに伴い、空港、駅、宿泊施設等の周辺における警備実施の一環として検問所を設置し、同所を通過する全自動車を対象とする警戒検問は広く行われているところであり、警戒検問は、テロ・ゲリラを防圧するために必要欠くべからざる警察措置の一つであることから、その適法性に疑いが生じ、仮に警戒検問が行えなくなった場合には、今後の治安情勢に多大な悪影響を及ぼすことにもなりかねない。したがって、本決定の射程距離が警戒検問にまでも及ぶものであるか否かは非常に重要な問題である。

警戒検問は、特定の具体的な犯罪の予防、検挙を目的として行われるものではないが、警戒検問は、一般に、予防、検挙すべき犯罪を犯した者又は企図する者が車両を用いて通過する蓋然性の高い場所を選定して行われるものであり、当該犯罪の重大性及びその犯罪の関係者が車両を利用している蓋然性が交通違反の予防、検挙を目的とする交通検問の際における場合と比較して大きく異なるとは言えない。また実際の手段としても、交通検問と同様に相手方の任意の協力を得るという形で行われており、警戒検問の方法、態様の観点からも、自動車の利用者の自由を不当に制約するものではないことから、交通検問と警戒検問について扱いを異にすべき実質的な理由は見当たらない。

したがって、本決定の射程距離を交通検問に限る合理的な理由はなく、右翼や過激派等によるテロ・ゲリラの予防・検挙に有効な警戒検問についても、本決定の示した法理が及ぶものと解することができると思われる。

〈参考判例〉 第一編 第一 自動車検問

暴力団抗争事件の発生を受け実施した自動車検問につき、法的根拠を 警職法2条1項として適法であるとした事例

(大阪高裁昭和38年9月6日判決・一部上告、判時360号9頁)

自動車を利用する者に対しても同条(編者注:警職法2条)1項は警察官に対し職務質問の権限を与えているものと解すべきであり、徐行しているオープンカーの如き場合を除き職務質問の要件の存否を確認するため自動車利用者に停車を求める権限をも合わせて与えたものといわなければならない。さらに運転者や乗客に職務質問の前提要件の存否を確かめるため2、3の質問をすることも相手方の任意の応答を期待できる限度において許容されていると解するのが妥当である。

本書解説3頁【警察官による交通違反の予防・検挙を目的とする自動 車検問の適法要件を示した最高裁決定(最高裁昭和55年9月22日決定)】 の一審判決

(宮崎地裁昭和53年3月17日判決、判時903号107頁)

社会生活において自動車が必要不可欠のものとなり、その普及も目ざましく、 道路における危険防止、交通の安全と円滑の確保の重要さが増大している現時の 交通状況からすると、交通の安全と交通秩序を維持するために本件のような交通 検問の必要性は否定できないところであって、警察法2条1項が交通取締を警察 の責務として掲げ、交通の安全と交通秩序の維持をその職責と規定していること に鑑みると、同条項は、交通取締の一環として当然右のような交通検問の実施を 警察官に許容しているものと解されるところである。

いわゆる警戒検問が適法とされた事例

(東京高裁昭和62年6月25日判決・上告、公刊物未登載)

警察官が不特定の犯罪の予防、検挙等を目的として通行車両に対して一斉に行ういわゆる警戒検問は、警察法2条1項の趣旨に照らすと、犯罪の発生が危惧されるような場合、その地域の適当な場所において、車両利用者の任意の協力を求める形で、車両利用者の自由を不当に制約しない方法、態様によって行われる限り、適法であると解される(。)

| | PT. |
|--|-----|
| | |

| 大審院明治42年2月19日判決 | 505 |
|---------------------------------------|-----|
| 大審院大正 2 年12月24日判決(刑録19輯1517頁) 430、 | 444 |
| 大審院大正3年6月9日判決(刑録20輯1147頁) | 432 |
| 大審院大正4年5月21日判決 | 505 |
| 大審院大正7年12月6日判決(刑録24輯1506頁) | 437 |
| 大審院大正8年4月2日判決 | 505 |
| 大審院昭和3年3月9日判決 | 424 |
| 大審院昭和7年7月20日判決(刑集11巻1104頁) | 544 |
| 大審院昭和12年3月20日判決 | 411 |
| 大審院昭和13年10月28日判決(刑集17巻788頁) | 482 |
| 大審院昭和14年9月5日判決(刑集18巻473頁) | 452 |
| 〔最 高 裁〕 (昭和23年) | |
| 最高裁昭和23年 2 月18日判決 | 410 |
| 最高裁第三小法廷昭和23年3月9日判決(刑集2巻3号140頁) | 552 |
| 最高裁大法廷昭和23年12月 1 日判決(刑集 2 巻13号1679頁) | 174 |
| (昭和24年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和24年5月28日判決(刑集3卷6号873頁) | 552 |
| 最高裁第一小法廷昭和24年6月16日判決(刑集3巻7号1070頁) | 453 |
| 最高裁第三小法廷昭和24年6月28日判決(刑集3卷7号1129頁) | 431 |
| 最高裁昭和24年11月26日判決 | 413 |
| 最高裁第三小法廷昭和24年12月13日判決(公刊物未登載) | 376 |
| (昭和25年) | |
| 最高裁第三小法廷昭和25年2月28日判決(民集4卷2号75頁等) | 223 |
| 最高裁第二小法廷昭和25年4月21日判決(刑集4巻4号655頁) 518、 | 520 |
| 最高裁大法廷昭和25年9月27日判決(刑集4卷9号1783頁) | 451 |

| (昭和26年) | |
|---|-----|
| 最高裁大法廷昭和26年7月18日判決 505、 | 506 |
| (昭和27年) | |
| 最高裁昭和27年8月6日判決(刑集6巻8号974頁) | 284 |
| (昭和28年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和28年1月30日判決(刑集7卷1号128頁) … 498、 | 500 |
| (昭和29年) | |
| 最高裁昭和29年7月16日判決 | 411 |
| 最高裁大法廷昭和29年11月24日判決(刑集8巻11号1866頁) | 524 |
| (昭和30年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和30年2月24日判決(民集9卷2号217頁) | 528 |
| 最高裁第二小法廷昭和30年12月16日判決(刑集 9 巻14号2791頁) | 175 |
| 最高裁第三小法廷昭和30年12月26日判決(民集 9 巻14号2070頁) | 528 |
| (昭和31年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和31年4月10日判決 | |
| (判時74号19頁、判夕59号64頁) | 452 |
| (昭和32年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和32年2月21日判決(刑集11巻1号877頁) 498、 | 499 |
| (昭和33年) | |
| 最高裁大法廷昭和33年5月28日判決(刑集12巻8号1718頁) | 482 |
| 最高裁大法廷昭和33年10月15日判決(刑集12巻14号3305頁) | 527 |
| (昭和34年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和34年7月24日判決(刑集13卷8号1176頁) | 453 |
| (昭和35年) | |
| 最高裁大法廷昭和35年7月20日判決 | |
| (刑集14巻9号1243頁、判時229号6頁) 525、 | 538 |
| 最高裁第二小法廷昭和35年11月18日判決 | 505 |
| (昭和36年) | |
| 最高裁大法廷昭和36年6月7日判決(刑集15巻6号915頁) | 184 |
| (昭和37年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和37年11月8日決定(刑集16巻11号1522頁) | 482 |
| (昭和38年) | |
| 最高裁昭和38年5月22日判決(判時335号5頁「東大ポポロ事件」) | 133 |
| 最高裁第三小法廷昭和38年7月9日判決(刑集17卷6号579頁) | 17 |

| (昭和41年) | |
|--|-----|
| 最高裁第一小法廷昭和41年6月23日判決(民集20巻5号1118頁) 122、 | 130 |
| 最高裁大法廷昭和41年11月30日判決 | 506 |
| (昭和42年) | |
| 最高裁昭和42年2月20日判決 | 411 |
| 最高裁第三小法廷昭和42年9月13日判決 | |
| (刑集21卷7号904頁、判時498号75頁) 175、 | 179 |
| 最高裁昭和42年11月9日判決(公刊物未登載) | 75 |
| (昭和43年) | |
| 最高裁大法廷昭和43年12月18日判決(刑集22巻13号1549頁) | 461 |
| (昭和44年) | |
| 最高裁第三小法廷昭和44年3月18日決定 | 265 |
| 最高裁大法廷昭和44年12月24日判決(刑集23巻12号1625頁、 | |
| 判時577号18頁「京都府学連デモ事件」) 14、22、35、51、59、72、 | 149 |
| (昭和45年) | |
| 最高裁大法廷昭和45年6月17日判決(刑集24巻6号280頁) 461、 | 518 |
| (昭和47年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和47年3月16日決定(判夕275号190頁) | 499 |
| (昭和49年) | |
| 最高裁昭和49年7月4日決定 | 114 |
| 最高裁大法廷昭和49年11月6日判決(刑集28巻9号393頁「猿払判例」) | 559 |
| (昭和50年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和50年4月3日判決(刑集29卷4号132頁) | 208 |
| 最高裁大法廷昭和50年9月10日判決(刑集29巻8号489頁) | 526 |
| (昭和51年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和51年3月4日判決(刑集30卷2号79頁) 437、452、 | 460 |
| 最高裁第三小法廷昭和51年3月16日決定 | |
| (刑集30巻2号187頁、判時809号29頁、判タ335号330頁) 141、 | 403 |
| 最高裁第一小法廷昭和51年11月18日判決(判時837号104頁) | 322 |
| (昭和53年) | |
| 最高裁第三小法廷昭和53年6月20日判決(刑集32卷4号670頁) | 77 |
| 最高裁第一小法廷昭和53年9月7日判决 | |
| (刑集32巻6号1672頁、判時901号15頁) | 386 |

| 最高裁第二小法廷昭和53年10月20日判決 | |
|--|-----|
| (民集32巻7号1367頁、判タ371号43頁「芦別事件」) 202、213、 | 336 |
| (昭和54年) | |
| 最高裁昭和54年10月22日決定(公刊物未登載) | 187 |
| (昭和55年) | |
| 最高裁第三小法廷昭和55年9月22日決定(刑集34巻5号272頁) 3、12、39、 | 68 |
| (昭和56年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和56年4月8日決定(刑集35巻3号57頁) | 418 |
| 最高裁第三小法廷昭和56年4月14日判決(民集35巻3号620頁) | 154 |
| 最高裁第一小法廷昭和56年4月16日決定 | 418 |
| (昭和57年) | |
| 最高裁昭和57年1月19日判決(判タ460号91頁) | 135 |
| (昭和58年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和58年4月8日判決(刑集37卷3号215頁) … 433、445、4 | 460 |
| (昭和59年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和59年2月17日判決(刑集38卷3号336頁) | 419 |
| 最高裁昭和59年 3 月23日判決(判時1112号20頁、判タ524号99頁) | 136 |
| 最高裁第三小法廷昭和59年12月18日判決(刑集38巻12号3026頁) 452、 | 460 |
| (昭和60年) | |
| 最高裁昭和60年2月8日決定 410、4 | 412 |
| 最高裁第一小法廷昭和60年11月21日判決(民集39卷7号1512頁) | 341 |
| (昭和61年) | |
| 最高裁第二小法廷昭和61年4月25日判決(刑集40卷3号215頁) | 382 |
| (昭和62年) | |
| 最高裁第一小法廷昭和62年3月12日決定(刑集41卷2号140頁) 506、 | 510 |
| (平成元年) | |
| 最高裁平成元年1月30日決定(刑集43巻1号19頁) | 284 |
| 最高裁第一小法廷平成元年6月29日判决 | |
| (判時1318号36頁「沖縄ゼネスト事件」) | 215 |
| 最高裁第二小法廷平成元年7月7日決定 | |
| (判時1326号157頁、判タ710号125頁) | 431 |
| 最高裁第三小法廷平成元年7月14日決定 | |
| (判時1328号19百、判タ710号123百) | 427 |

| (平成2年) | |
|--|-----|
| 最高裁平成2年7月9日決定(刑集44巻5号421頁) | 284 |
| (平成3年) | |
| 最高裁第三小法廷平成3年5月10日判決(民集45卷5号919頁、 | |
| 判時1390号21頁「浅井事件」) | 359 |
| 最高裁第二小法廷平成3年5月31日判決(判時1390号33頁「若松事件」) | 359 |
| (平成4年) | |
| 最高裁平成4年12月10日判決(公刊物未登載) | 199 |
| (平成5年) | |
| 最高裁第二小法廷平成5年1月25日判决 | |
| (民集47巻 1 号310頁、判時1477号49頁、判夕833 号127頁) | 217 |
| 最高裁平成5年10月14日判決(公刊物未登載) | 198 |
| (平成7年) | |
| 最高裁平成7年5月30日判決(判タ884号130頁) | 103 |
| (平成8年) | |
| 最高裁第三小法廷平成8年1月29日決定 | |
| (刑集50巻1号1頁、裁時1164号2頁「和光大学内ゲバ事件」) | 172 |
| 最高裁第二小法廷平成8年3月8日判決(民集50巻3号408頁、 | |
| 判時1565号92頁、判タ908号273頁) 191、196、215、 | 228 |
| (平成9年) | |
| 最高裁第一小法廷平成9年2月13日判決(公刊物未登載) | 229 |
| (平成10年) | |
| 最高裁第二小法廷平成10年5月1日決定 | |
| (判時1643号192頁、判タ976号146頁) 235、236、266、 | 322 |
| 最高裁第二小法廷平成10年9月7日判決 | |
| (判時1661号70頁、判タ990号112頁) | 226 |
| 最高裁平成10年11月12日判決(公刊物未登載) | 76 |
| 最高裁平成10年12月8日判決 | 119 |
| 最高裁平成10年12月25日決定 | 255 |
| (平成11年) | |
| 最高裁大法廷平成11年3月24日判決(民集53巻3号514頁) | 364 |
| 最高裁第三小法廷平成11年6月15日決定 | 209 |
| (平成12年) | |
| 最高裁第2小法廷平成12年2月17日決定(刑集54卷2号38頁) | 510 |

| 最高裁平成12年3月10日決定(判タ1027号103頁) | 595 |
|---------------------------------------|-----|
| 最高裁第三小法廷平成12年6月13日判決 | |
| (民集54巻 5 号1635頁、判時1721号60頁) 354、365、 | 371 |
| (平成13年) | |
| 最高裁平成13年7月13日決定(判時1790号22頁) | 595 |
| (平成14年) | |
| 最高裁第一小法廷平成14年9月30日决定(判時1799号17頁) 503、 | 510 |
| (平成15年) | |
| 最高裁平成15年6月12日判決 | 241 |
| 最高裁平成15年9月12日判決 | |
| (民集57巻 8 号973頁、判時1837号 3 頁「早大名簿判決」) | 29 |
| 最高裁平成15年11月28日判決(公刊物未登載) | 73 |
| (平成16年) | |
| 最高裁第三小法廷平成16年5月25日決定(民集58巻5号1135頁、 | |
| 判時1868号56頁、判夕1159号143頁) 575、579、 | 588 |
| (平成17年) | |
| 最高裁第二小法廷平成17年4月21日判決 | 228 |
| 最高裁第二小法廷平成17年7月22日決定(民集59卷6号1837頁、 | |
| 判時1908号131頁、判夕1191号230頁) 571、573、 | 588 |
| (平成18年) | |
| 最高裁第三小法廷平成18年1月17日決定 | |
| (判時1927号161頁、判タ1207号144頁) | 514 |
| 最高裁第三小法廷平成18年10月10日決定 | 302 |
| (平成19年) | |
| 最高裁第一小法廷平成19年2月8日決定 | |
| (判時1980号161頁、判タ1250号85頁) | 286 |
| 最高裁平成19年3月22日決定 | 105 |
| 最高裁第一小法廷平成19年7月2日決定(判時1986号156頁) | 441 |
| 最高裁平成19年7月17日決定(判時1985号177頁) | 521 |
| 最高裁第二小法廷平成19年12月12日決定(民集61卷9号3400頁) | 588 |
| (平成20年) | |
| 最高裁第二小法廷平成20年4月11日判決(公刊物未登載) | 456 |
| (平成21年) | |
| 最高裁第二小法廷平成21年4月17日決定 | 299 |

| (平成24年) | |
|---|-----|
| 最高裁第二小法廷平成24年12月7日判決(判時2174号21頁「堀越事件」) | 559 |
| 最高裁第二小法廷平成24年12月7日判決(判時2174号32頁「世田谷事件」) | 559 |
| (平成27年) | |
| 最高裁平成27年2月5日決定(公刊物未登載) | 217 |
| 最高裁第三小法廷平成27年11月19日決定(刑集69卷7号797頁) | 332 |
| (平成29年) | |
| 最高裁大法廷平成29年 3 月15日判決(判タ1437号78頁) | 403 |
| (令和4年) | |
| 最高裁第三小法廷令和4年10月5日決定 | 344 |
| | |
| (T. VII. Trin) | |
| 〔下級審〕 | |
| (昭和24年) | |
| 名古屋高裁昭和24年6月17日判決 | 412 |
| (昭和25年) | |
| 札幌高裁函館支部昭和25年11月22日判決(特報14号222頁) | 447 |
| (昭和26年) | |
| 大阪高裁昭和26年2月9日判決(特報23号14頁) | 502 |
| 名古屋高裁昭和26年3月3日判決(高刑集4巻2号148頁) | 444 |
| (昭和28年) | |
| 東京高裁昭和28年11月25日判決(特報39号202頁) | 376 |
| (昭和29年) | |
| 東京地裁昭和29年4月24日判決 | 245 |
| 名古屋高裁昭和29年6月17日判決 410、 | 411 |
| (昭和30年) | |
| 東京地裁昭和30年7月11日判決 | 122 |
| (昭和31年) | |
| 東京高裁昭和31年5月30日判決(高刑集9巻5号542頁) | 500 |
| 大阪高裁昭和31年6月19日判決(判時79号7頁) | 378 |
| (昭和32年) | |
| 東京高裁昭和32年3月18日判決(高裁特報4巻6号137頁) | 92 |
| 名古屋高裁昭和32年11月13日判決(高刑集10巻12号799頁) | 346 |

| 昭和33年) |
|---|
| 東京地裁昭和33年5月6日判決(刑集20巻3号68頁) 525 |
| (昭和34年) |
| 東京高裁昭和34年4月25日判決(判タ91号53頁) 92 |
| 東京地裁昭和34年8月8日判決(刑集14巻9号1281頁) 525 |
| 広島地裁呉支部昭和34年8月17日判決 121 |
| 昭和36年) |
| 大阪地裁昭和36年12月23日判決(下刑集 3 巻1270頁) |
| 昭和37年) |
| 大阪地裁昭和37年2月28日判決(下刑集4巻1・2号170頁) 7 |
| 昭和38年) |
| 東京高裁昭和38年4月9日判決(高検速報1074号、東時14巻4号64頁) 445 |
| 仙台地裁昭和38年 5 月22日判決 |
| 東京高裁昭和38年6月12日判決(東時14巻6号87頁) 518 |
| 横浜地裁昭和38年6月28日判決(判時341号10頁) 111 |
| 大阪高裁昭和38年9月6日判決 |
| (判時360号9頁、判タ157号67頁) 7、12 |
| 昭和39年) |
| 大阪高裁昭和39年5月30日判決(高刑集17巻4号384頁) 18 |
| 京都地裁昭和39年7月4日判決(「京都公安条例写真撮影の限界」) 15 |
| 東京高裁昭和39年11月25日判決(高刑集17巻8号814頁) 501 |
| (昭和40年) |
| 東京地裁昭和40年1月23日判決(判時403号20頁「有楽町事件第一審判決」) 161 |
| 大阪高裁昭和40年4月27日判決(高検速報40年4号20頁) 15 |
| 東京高裁昭和40年10月29日判決(判時430号33頁) 231 |
| 昭和41年) |
| 東京高裁昭和41年2月28日判決(判時443号26頁「有楽町事件第二審判決」) 161 |
| 東京高裁昭和41年3月24日判決(公刊物未登載 |
| 「政治的暴力行為防止法反対デモ撮影事件」) 36、60、74 |
| 東京高裁昭和41年5月10日判決(判タ195号121頁) 232、301、379 |
| 東京高裁昭和41年8月26日判決(判タ202号157頁) 112 |
| 佐賀地裁昭和41年11月19日決定(下刑集8巻11号1489頁、 |
| 判タ200号186頁、判時470号64頁) |

| (昭和42年) | | | |
|---------------------|---|--|------|
| 京都地裁昭和42年2月23日判決 | (下刑集9巻2号141] | 頁) | 525 |
| 名古屋高裁金沢支部昭和42年3 | 月25日判決(下刑集 9 |) 巻 3 号191頁) | 519 |
| 高知地裁昭和42年11月17日判決 | (判時503号24頁) … | | 254 |
| 東京地裁昭和42年11月27日決定 | (判時501号54頁) … | | 529 |
| (昭和43年) | | | |
| 東京高裁昭和43年1月26日判決 | | | |
| (高刑集21巻1号23頁「田町行 | 電車区入浴事件」) … | 19 | . 21 |
| 東京地裁昭和43年4月8日決定 | (判時514号38頁) … | | 535 |
| 大阪地裁昭和43年10月21日決定 | (判タ227号86頁) … | | 535 |
| 大阪高裁昭和43年10月21日決定 | (判タ227号88頁) … | | 535 |
| (昭和44年) | | | |
| 高松地裁昭和44年1月31日判決 | (警備判例要録2巻20 | 03頁) | 116 |
| 東京地裁昭和44年3月11日判決 | | ······································ | 213 |
| 福岡高裁昭和44年3月19日判決 | (刑月1巻3号207頁) |) | 114 |
| 東京高裁昭和44年6月20日判決 | (高刑集22巻3号352) | 頁) | 189 |
| 金沢地裁昭和44年9月5日判決 | (判時568号24頁) … | | 133 |
| 東京地裁昭和44年12月16日判決 | ••••• | | 245 |
| (昭和45年) | | | |
| 大阪地裁昭和45年2月28日判決 | | ······································ | 409 |
| 東京地裁昭和45年3月9日判決 | (判時589号28頁) … | | 231 |
| 横浜地裁昭和45年6月22日判決 | (刑裁月報2巻6号68 | 85号) | 377 |
| 東京高裁昭和45年10月21日判決 | (高刑集23巻4号749) | 頁) 237、 | 245 |
| 大阪高裁昭和45年10月27日判決 | (刑裁月報2巻10号10 | 025頁、 | |
| 判時621号95頁、判タ259号310 | 頁) | | 483 |
| 福岡高裁昭和45年11月25日決定 | (判時615号3頁、判: | タ257号95頁) | 113 |
| (昭和46年) | | | |
| 東京地裁昭和46年2月9日判決 | | | 409 |
| 東京地裁昭和46年4月17日判決 | (判時634号97頁、判: | タ265号287頁) | 114 |
| 鹿児島地裁昭和46年6月24日判2 | 夬 | | |
| (判時650号101頁、判タ266号 | ·230頁) ······ | | 111 |
| 千葉地裁昭和46年8月4日判決 | | 122, | 123 |
| 東京高裁昭和46年12月9日判決 | • | | 213 |

| (昭和47年) | |
|---------|--|
|---------|--|

| | 仙台高裁昭和47年1月25日判決(刑裁月報4巻1号14頁) | 379 |
|----|---|-----|
| | 大阪地裁昭和47年4月27日決定(判時670号101頁) | 379 |
| | 静岡地裁浜松支部昭和47年4月28日判決(刑月4巻4号874頁) | 550 |
| | 東京高裁昭和47年10月13日判決(刑月4巻10号1651頁) 186、 | 378 |
| | 東京高裁昭和47年10月20日判決(判時689号51頁、 | |
| | 判タ283号120頁「横浜郵便局事件」) | 114 |
| | 東京高裁昭和47年11月30日判決(判時690号32頁、判タ288号289頁) | 85 |
| | 大阪地裁昭和47年12月26日判決(判タ306号300頁) | 85 |
| (H | 召和48年) | |
| | 東京高裁昭和48年1月16日判決(判時706号103頁) | 538 |
| | 東京地裁八王子支部昭和48年3月26日判決(警察官裁判例集251頁) | 116 |
| | 仙台地裁昭和48年4月2日判決(判タ297号186頁) | 379 |
| | 大阪高裁昭和48年7月12日判決 | 409 |
| | 東京地裁昭和48年9月6日判決 | 506 |
| | 東京地裁昭和48年10月2日判決(判時720号113頁) | 86 |
| | 京都地裁昭和48年12月11日決定(判時743号117頁) | 291 |
| (H | 召和49年) | |
| | 東京地裁昭和49年 1 月17日判決(判時727号29頁、判タ304号129頁) | 378 |
| | 東京地裁昭和49年3月13日判決 | |
| | (判時753号101頁、判タ307号141頁) | 551 |
| | 長崎地裁昭和49年3月22日判決 | 154 |
| | 岐阜地裁昭和49年4月6日判決(公刊物未登載) | 142 |
| | 東京地裁昭和49年6月20日判決 | 154 |
| | 東京高裁昭和49年7月3日判決(東時25巻7号57頁) | 550 |
| | 東京高裁昭和49年7月31日判決(高刑集27巻4号328頁、判時763号106頁) | 485 |
| | 福井地裁昭和49年9月30日判決(判時763号115頁) | 181 |
| | 大阪高裁昭和49年11月5日判決(判タ329号290頁) 187、 | 378 |
| | 大阪高裁昭和49年11月29日判決 | 509 |
| | 名古屋高裁昭和49年12月19日判決(判時777号108頁) | 142 |
| (日 | 召和50年) | |
| | 東京高裁昭和50年 1 月28日判決(判時773号138頁) 417、 | 477 |
| | 東京高裁昭和50年 3 月25日判決(高検速報2092号) | 551 |
| | 東京地裁昭和50年3月26日判決(判時787号127頁) | 492 |

| 福島地裁昭和50年7月11日判決 | 410 |
|----------------------------------|----------|
| 大阪高裁昭和50年7月15日判決(刑月7巻7・8号772頁) | 187 |
| 大阪高裁昭和50年11月5日判決 | 411 |
| (昭和51年) | |
| 東京高裁昭和51年2月9日判決(東時27巻2号14頁) | 85、86 |
| 広島高裁昭和51年4月1日判決(判タ345号314頁) | 445 |
| 青森地裁弘前支部昭和51年4月15日判決(判時824号126頁) | 115 |
| 東京地裁昭和51年4月15日判決 | 245 |
| 東京地裁昭和51年5月7日判決(判時825号111頁) | 85 |
| 大阪高裁昭和51年8月30日判決(判時855号115頁) | 43、51 |
| (昭和52年) | |
| 金沢地裁昭和52年4月13日決定(判時874号111頁) | 206, 207 |
| 東京高裁昭和52年10月31日判決(判時900号115頁) | 91 |
| (昭和53年) | |
| 福岡高裁昭和53年3月8日判決 | 122, 123 |
| 宮崎地裁昭和53年3月17日判決(判時903号107頁) | 4、8、12 |
| 盛岡地裁昭和53年3月22日判決(刑集37巻3号294頁) | 434 |
| 福岡高裁昭和53年9月12日判決(判時928号127頁) | 4 |
| 大阪地裁昭和53年9月27日判決(判タ378号124頁) | |
| 東京高裁昭和53年11月15日判決(高刑集31巻3号265頁)・ | |
| (昭和54年) | |
| 大阪地裁昭和54年5月29日判決 | |
| (判時951号133頁、判タ391号145頁) | 232 |
| 大阪地裁昭和54年8月15日判決 | 418 |
| 東京高裁昭和54年9月27日判決(判時946号55頁) | 267 |
| (昭和55年) | |
| 東京高裁昭和55年1月30日判決(判タ416号173頁) | 491 |
| 仙台高裁昭和55年3月18日判決(判時979号130頁) | 434 |
| 東京地裁昭和55年3月31日判決(判時974号105頁) | 206、207 |
| 大阪地裁昭和55年11月26日判決(判時992号21頁、 | |
| 判タ428号187頁「大阪駅東口事件判決」) | 161 |
| 前橋地裁昭和55年12月1日判決(判タ445号176頁) | 499 |
| 東京高裁昭和55年12月8日判決 | 410、411 |

| (昭和56年) |
|-----------|
| (HI/HOOT) |

| 大阪 | 页高裁昭和56年1月23日判決 | (判時998号126頁) | 381 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|------|
| 東京 | 京地裁昭和56年3月5日判決 | (公刊物未登載) | 390 |
| 浦和 | 口地裁昭和56年9月16日判決 | (判時1027号100頁) 283、 | 340 |
| (昭和 | 57年) | | |
| 千事 | 连地裁昭和57年9月16日判決 | (公刊物未登載) | 232 |
| 札帖 | 晃高裁昭和57年10月28日判決 | (判時1079号142頁) | . 86 |
| 札剪 | 晃高裁昭和57年12月16日判決 | (判時1104号152頁) | 381 |
| (昭和 | 58年) | | |
| 神戸 | 可地裁姫路支部昭和58年3月] | 14日判決(LEX/DB27424018) ······ | 129 |
| 仙台 | 台地裁昭和58年3月28日判決 | | |
| | (判時1086号160頁、判夕500- | 号232頁) | 430 |
| 岐阜 | ^是 地裁昭和58年5月11日判決 | | 123 |
| 東京 | 京高裁昭和58年6月20日判決 | (判時1105号153頁) | 430 |
| 東京 | 京高裁昭和58年12月13日決定 | (判タ523号163頁) | 577 |
| (昭和 | 59年) | | |
| 千事 | 连地裁昭和59年6月7日決定 | (判タ533号184頁) | 577 |
| 東京 | 京地裁昭和59年6月22日判決 | | |
| | (判時1131号156頁、判タ531- | 号245頁) | 431 |
| 東京 | 京地裁昭和59年8月31日判決 | | 412 |
| 千事 | 连地裁昭和59年9月25日判決 | (公刊物未登載) | 232 |
| 宇者 | 『宮地裁昭和59年11月26日判》 | 決(判タ568号94頁) | 557 |
| (昭和 | 60年) | | |
| 大阪 | 页地裁昭和60年1月14日決定 | (判タ552号197頁) | 594 |
| 東京 | 京高裁昭和60年2月14日決定 | (判夕560号142頁) | 577 |
| 東京 | 京高裁昭和60年2月21日決定 | (判時1149号119頁、 | |
| 半 | リタ560号139頁) | 577、579、 | 593 |
| 大阪 | 反高裁昭和60年3月29日判決 | (判夕556号204頁) | 394 |
| 大阪 | 反高裁昭和60年6月12日判決 | | 123 |
| 東京 | 京高裁昭和60年6月26日判決 | (判時1180号141頁) | 389 |
| 東京 | 京高裁昭和60年9月5日判決 | (判タ592号18頁) | • 91 |
| 東京 | 京高裁昭和60年9月13日判決 | (判夕568号92頁) 556、 | 557 |
| 東京 | 京地裁昭和60年12月9日判決 | (判時1220号104頁) 231、232、253、 | 301 |

| 昭和61年) | |
|---|------|
| 仙台高裁昭和61年2月3日判決(判時1194号150頁、判タ593号133頁) | 445 |
| 横浜地裁昭和61年2月18日判決 | 509 |
| 東京高裁昭和61年2月27日判決(判時1214号135頁) | 385 |
| 大阪地裁昭和61年5月8日判決(判時1219号143頁、判タ617号180頁) | 381 |
| 京都地裁昭和61年5月23日判決 | 506 |
| 福岡地裁久留米支部昭和61年5月28日判決(判時1209号99頁) | 199 |
| 大阪高裁昭和61年5月30日判決 | |
| (判時1215号143頁、判タ621号229頁) | 382 |
| 東京地裁昭和61年7月4日判決(判時1214号34頁) | 428 |
| 東京地裁昭和61年8月25日判決(判タ622号243頁) | 557 |
| 大阪高裁昭和61年9月17日判決(判時1222号144頁) | 386 |
| 大阪高裁昭和61年12月16日判決 | |
| (判時1232号160頁、判タ637号225頁) | 542 |
| 昭和62年) | |
| 東京地裁昭和62年1月28日判決(公刊物未登載) | 539 |
| 東京地裁昭和62年5月25日判決(刑資263号525頁) | 439 |
| 東京高裁昭和62年6月25日判決(公刊物未登載) | 12 |
| 東京高裁昭和62年 6 月30日決定(判時1243具37頁) | 578 |
| 山口地裁昭和62年7月21日判決(判タ752号84頁) | 200 |
| 大阪高裁昭和62年10月2日判決 | 425 |
| 東京地裁昭和62年11月25日判決 | |
| (判時1261号138頁、判夕661号269頁) | 381 |
| 名古屋地裁昭和62年12月18日判決(公刊物未登載) | 393 |
| 昭和63年) | |
| 大阪高裁昭和63年3月1日判決(高検速報(昭63)号84頁) | 91 |
| 東京地裁昭和63年3月17日判決(判時1284号149頁、 | |
| 判タ671号253頁「旧国鉄浅草橋駅襲撃事件第一審判決」) … 489、 | 493 |
| 東京高裁昭和63年4月1日判決(判時1278号152頁 | |
| 「山谷争議団器物損壊事件」) 21、35、51、60、 | . 72 |
| 福岡高裁昭和63年4月12日判決(判時1288号89頁) | 199 |
| 東京高裁昭和63年4月19日判決(判時1280号49頁、判夕681号51頁) | 428 |
| 大阪高裁昭和63年7月20日決定(判タ681号198頁) | 578 |
| 東京地裁八王子支部昭和63年8月31日判決(判時1298号130頁) | 197 |

| | 京都地裁昭和63年12月14日判決 | (公刊物未登載) | 439 |
|----|-------------------|--|-----|
| | 広島高裁昭和63年12月15日判決 | (判タ709号269頁) | 445 |
| (3 | 平成元年) | | |
| | 東京高裁平成元年3月20日判決 | (公刊物未登載) | 197 |
| | 東京高裁平成元年3月27日判決 | (高検速報(平1)号67頁) | 558 |
| | 札幌高裁平成元年5月9日判決 | (判時1324号156頁) | 381 |
| | 大阪高裁平成元年7月11日判決 | (判時1332号146頁) | 382 |
| | 東京高裁平成元年9月4日判決 | (判タ710号147頁) | 341 |
| (3 | 平成2年) | | |
| | 浦和地裁平成2年1月14日判決 | (判時1346号124頁) | 198 |
| | 東京地裁平成2年3月28日判決 | (公刊物未登載) | 539 |
| | 大阪高裁平成2年4月26日判決 | | 418 |
| | 東京地裁平成2年6月12日判決 | | 214 |
| | 京都地裁平成2年7月20日判決 | (判時1427号67頁) | 193 |
| | 東京高裁平成2年7月25日判決 | (公刊物未登載) | 198 |
| | 京都地裁平成2年10月3日決定 | (判時1375号143頁) | 22 |
| | 東京地裁平成2年10月25日判決 | (刑資263号124頁) | 439 |
| | 広島高裁平成2年10月25日判決 | (判タ752号74頁) | 199 |
| (3 | 平成3年) | | |
| | 千葉地裁平成3年1月28日判決 | (判タ755号145頁) | 161 |
| | 東京地裁八王子支部平成3年3 | 月11日判決(刑集50巻1号97頁 | |
| | 「和光大学内ゲバ事件第一審判 | 判決」) | 172 |
| | 千葉地裁平成3年6月19日判決 | (判タ777号157頁) | 207 |
| | 大阪高裁平成3年9月27日判決 | (判時1427号67頁) | 194 |
| | 京都地裁平成3年10月8日判決 | (公刊物未登載) | 462 |
| | 大阪高裁平成3年11月6日判決 | $(判 \textit{9} 796 \textit{9} 264 \textbf{頁}) \cdots \qquad \qquad 239 ,$ | 349 |
| (3 | 平成4年) | | |
| | 東京高裁平成4年1月13日判決 | (判タ774号277頁) | 478 |
| | 東京地裁平成4年3月23日判決 | (判タ799号248頁) | 478 |
| | 東京地裁平成4年4月28日判決 | (公刊物未登載) 462、464、 | 465 |
| | 東京地裁平成4年5月21日判決 | (判タ833号265頁) | 440 |
| | 東京地裁平成4年5月28日判決 | | 420 |
| | 札幌高裁平成4年6月18日判決 | (判時1450号157頁) | 91 |
| | 東京地裁平成4年6月30日判決 | (判時1460号97頁) | 131 |

| 東京地裁平成4年8月27日判決(公刊物未登載) … 123、 | 44(|
|---------------------------------------|-----|
| 平成5年) | |
| 那覇地裁平成5年3月23日判決(判時1459号157頁、 | |
| 判タ815号114頁「沖縄国体日の丸焼燬事件第一審判決」) … 494、 | 495 |
| 東京高裁平成5年4月14日判決(判タ859号160頁) | 345 |
| 東京地裁平成5年4月16日判決(判時1475号98頁、判タ827号91頁) | 13 |
| 東京高裁平成5年4月28日判決 | |
| (高刑集46巻2号44頁「和光大学内ゲバ事件第二審判決」) | 172 |
| 東京高裁平成5年5月5日判決 | 419 |
| 東京高裁平成5年5月31日判決(公刊物未登載) | 44(|
| 東京高裁平成5年7月7日判決(判時1484号140頁) 440、 | 454 |
| 東京高裁平成 5 年 7 月20日判決(判タ882号114頁) | 131 |
| 東京高裁平成5年9月22日判決(公刊物未登載) 462、 | 465 |
| 東京地裁平成 5 年10月 4 日判決(判タ841号179頁) | 132 |
| 東京地裁平成5年10月15日判決 | |
| (判時1519号97頁、判夕827号86頁) 355、 | 371 |
| 東京地裁平成5年11月9日判決 | 230 |
| 平成6年) | |
| 東京地裁平成6年3月15日判決 | |
| (判時1498号130頁「皇居迫擊彈事件第一審判決」) | 393 |
| 仙台高裁平成6年3月31日判決(判時1513号175頁) | 44] |
| 大阪地裁平成6年3月31日判決 | 214 |
| 大阪地裁平成6年4月27日判決 | |
| (判時1515号116頁、判夕861号160頁) | 76 |
| 東京高裁平成 6 年 5 月18日判決(判タ872号244頁) | 13 |
| 東京地裁平成6年10月5日判決(公刊物未登載) 462、 | 467 |
| 東京高裁平成6年10月26日判決(判時1519号91頁) | 371 |
| 東京高裁平成6年12月2日判決(判時1533号25頁、 | |
| 判タ865号107頁「自民党本部放火事件」) | 389 |
| 東京地裁平成6年12月19日判決(公刊物未登載) | 539 |
| 平成7年) | |
| 東京地裁平成7年3月27日判決(公刊物未登載) | 539 |
| 東京高裁平成7年7月20日判決 | 230 |

| | 福岡高裁那覇支部平成7年10月26日判決 | |
|----|---------------------------------------|-----|
| | (判時1555号140頁、判夕901号266頁) | 494 |
| | 名古屋地裁平成7年10月31日判決(判時1552号153頁) | 442 |
| | 東京地裁平成7年12月14日判決(公刊物未登載) | 539 |
| (3 | 平成8年) | |
| | 東京高裁平成8年1月17日判決(判時1558号145頁、 | |
| | 判タ908号264頁「皇居迫撃弾事件」) 389、 | 393 |
| | 名古屋高裁平成8年3月5日判決(判時1575号148頁) 442、 | 443 |
| | 東京地裁平成8年3月22日判決(判時1568号35頁、判タ923号98頁) | 479 |
| | 東京地裁平成8年3月29日判決(判タ931号200頁) 204、 | 205 |
| | 東京地裁平成8年4月19日判決(公刊物未登載) | 522 |
| | 横浜地裁平成8年5月8日判決(判時1606号68頁) | 119 |
| | 大阪高裁平成8年5月14日判決(公刊物未登載) | 76 |
| | 大阪高裁平成8年6月10日決定(公刊物未登載) 578、 | 597 |
| | 東京高裁平成8年6月28日判決(判時1582号138頁) | 383 |
| (3 | 平成9年) | |
| | 東京地裁平成9年1月10日判決(公刊物未登載) | 539 |
| | 東京地裁八王子支部平成9年2月7日決定(判時1612号146頁) | 324 |
| | 東京地裁平成9年3月6日判決 | 504 |
| | 函館地裁平成9年3月21日判決(判時1608号33頁) | 547 |
| | 松山地裁平成9年3月31日判決(公刊物未登載) | 540 |
| | 東京高裁平成9年5月27日判決 | 119 |
| | 東京地裁八王子支部平成9年7月4日判決(判タ969号278頁) 554、 | 555 |
| | 横浜地裁平成9年9月4日判決(公刊物未登載) | 421 |
| (3 | 平成10年) | |
| | 東京地裁平成10年2月2日判決(公刊物未登載) 449、 | 461 |
| | 東京地裁平成10年2月6日判決 | 155 |
| | 大阪地裁平成10年2月26日判決(判時1658号130頁) | 597 |
| | 仙台地裁平成10年5月19日判決 | 209 |
| | 東京地裁平成10年5月26日判決 | 413 |
| | 東京地裁平成10年8月19日判決(判時1653号154頁) | 415 |
| | 東京高裁平成10年8月27日判決 | 421 |
| | 徳島地裁平成10年 9 月11日判決(判時1700号113頁) | 350 |
| | 東京地裁平成10年10月23日判決(判時1660号25頁) | 407 |

| 亩 古 | (判地自186号98頁) | 104 |
|-------------------|--------------------|-----|
| | (判時1682号 3 頁) 503、 | |
| | | 253 |
| 仙台高裁平成10年12月24日判決 | | 209 |
| (平成11年) | (AITINAL TW) | 20. |
| | (公刊物未登載) 32、 | 59 |
| 東京地裁平成11年7月30日判決 | | 250 |
| | (判時1706号54頁) | |
| 東京高裁平成11年8月26日判決 | | 93 |
| 東京地裁平成11年9月17日判決 | | 242 |
| | | 547 |
| | (公刊物未登載) 349、449、 | |
| 東京地裁平成11年12月10日判決 | (判地自204号89頁) | 151 |
| (平成12年) | | |
| 大阪高裁平成12年3月23日判決 | (公刊物未登載) 32、 | 59 |
| 東京高裁平成12年3月28日判決 | (公刊物未登載) | 104 |
| 高松高裁平成12年6月5日決定 | (訟務月報47巻12号3636頁) | 594 |
| 東京高裁平成12年6月22日判決 | (公刊物未登載) | 240 |
| 東京地裁平成12年9月6日判決 | (判時1739号74頁) | 55 |
| 東京地裁平成12年10月27日判決 | (判夕1053号152頁) | 131 |
| (平成13年) | | |
| 東京地裁平成13年2月6日判決 | (判時1748号144頁) 59、 | 72 |
| | | 269 |
| 東京高裁平成13年7月11日判決 | (公刊物未登載) 302、348、 | 353 |
| 東京地裁平成13年8月14日決定 | (公刊物未登載) 528、 | 530 |
| 東京高裁平成13年9月19日判決 | | 73 |
| 東京地裁平成13年9月25日判決 | (公刊物未登載) | 134 |
| 名古屋高裁平成13年10月31日判 | 決(高検速報集(平13)号181頁) | 100 |
| (平成14年) | | |
| 東京高裁平成14年2月14日判決 | (公刊物未登載) | 134 |
| 東京地裁平成14年3月12日判決 | (判時1794号151頁) | 103 |
| 名古屋地裁平成14年3月22日判 | 决(判時1794号108頁) | 248 |
| 横浜地裁平成14年9月5日判決 | (公刊物未登載) | 512 |
| 福岡地裁平成14年9月26日判決 | (公刊物未登載) | 395 |

| | 東京地裁平成14年11月29日判決(公刊物未登載) | 257 | |
|---------|--|-----|--|
| (3 | 平成15年) | | |
| | 大阪高裁平成15年3月20日判決(公刊物未登載) | 345 | |
| | 名古屋高裁平成15年3月27日判決(公刊物未登載) | 268 | |
| | 名古屋高裁金沢支部平成15年5月30日決定(公刊物未登載) | 596 | |
| | 大阪高裁平成15年10月7日判決 | 248 | |
| | 京都地裁平成15年10月17日判決(公刊物未登載) … 462、 | 470 | |
| (平成16年) | | | |
| | 大阪高裁平成16年1月20日判決(公刊物未登載) | 510 | |
| | 東京地裁平成16年2月12日判決(判時1867号157頁) | 515 | |
| | 金沢地裁平成16年2月23日判決(公刊物未登載) 462、 | 471 | |
| | 東京地裁平成16年3月17日判決(判時1852号69頁、判タ1150号160頁) | 222 | |
| | 横浜地裁平成16年3月26日判決(公刊物未登載) | 350 | |
| | 東京高裁平成16年3月31日判決(公刊物未登載) | 348 | |
| | 東京地裁平成16年4月27日判決 | 572 | |
| | 名古屋地裁平成16年7月16日判決(判時1874号107頁) | 25 | |
| | 名古屋高裁平成16年12月7日判決(公刊物未登載) | 352 | |
| | 東京地裁八王子支部平成16年12月16日判決(判時1892号150頁) | 456 | |
| | 東京高裁平成16年12月22日判決 | 573 | |
| (3 | 平成17年) | | |
| | 大阪地裁平成17年 3 月29日判決(判タ1194号293頁) | 311 | |
| | 名古屋高裁平成17年3月30日判決(公刊物未登載) | 24 | |
| | 東京地裁平成17年8月25日判決(公刊物未登載) | 226 | |
| | 東京高裁平成17年10月27日判決(判時1929号45頁) 158、 | 222 | |
| | 東京高裁平成17年11月29日判決(公刊物未登載) | 346 | |
| | 東京高裁平成17年12月9日判決(判時1949号169頁) | 456 | |
| (3 | 平成18年) | | |
| | 東京地裁平成18年2月20日判決(判タ1264号167頁) | 368 | |
| | 青森地裁弘前支部平成18年3月2日判決 | 287 | |
| | 東京地裁平成18年 3 月14日判決(判タ1236号162頁) 278、 | 332 | |
| | 福岡高裁平成18年4月28日判決(公刊物未登載) | 302 | |
| | 東京地裁平成18年6月30日判決 | 296 | |
| | 仙台高裁秋田支部平成18年7月25日判決 | 287 | |
| | 仙台地裁平成18年8月29日判決(公刊物未登載) | 87 | |

| 東京高裁平成18年10月5日判決 | (公刊物未登載) | 277 |
|-------------------|--|-----|
| 東京高裁平成18年10月11日判決 | (判タ1242号147頁) | 105 |
| 東京高裁平成18年11月30日判決 | (公刊物未登載) | 368 |
| (平成19年) | | |
| 東京地裁平成19年2月27日判決 | ······································ | 322 |
| 東京地裁平成19年3月13日判決 | | 278 |
| 大阪高裁平成19年7月31日判決 | (公刊物未登載) 462、 | 473 |
| 東京地裁平成19年9月28日判決 | (公刊物未登載) | 136 |
| (平成20年) | | |
| 東京高裁平成20年2月14日判決 | (公刊物未登載) 295、2 | 299 |
| 東京高裁平成20年3月25日判決 | (公刊物未登載) | 137 |
| 東京地裁平成20年10月8日判決 | | 572 |
| (平成21年) | | |
| 東京地裁平成21年6月9日判決 | | 322 |
| 東京高裁平成21年9月9日判決 | (公刊物未登載) | 224 |
| 横浜地裁平成21年10月7日判決 | (公刊物未登載) | 305 |
| (平成22年) | | |
| 東京高裁平成22年7月8日決定 | | 307 |
| 東京地裁平成22年8月30日判決 | (判タ1354号112頁) | 317 |
| 広島地裁平成22年9月17日判決 | (公刊物未登載) | 94 |
| (平成23年) | | |
| 東京地裁平成23年2月19日決定 | (公刊物未登載) 528、 | 531 |
| 東京高裁平成23年5月26日決定 | (公刊物未登載) | 589 |
| 東京高裁平成23年11月29日判決 | (公刊物未登載) | 316 |
| (平成24年) | | |
| 名古屋地裁平成24年2月27日決 | 定(LEX/DB25444620) | 589 |
| (平成25年) | | |
| 東京高裁平成25年1月18日決定 | (公刊物未登載) | 589 |
| 東京高裁平成25年9月13日判決 | (公刊物未登載) | 63 |
| (平成26年) | | |
| 東京地裁平成26年2月10日判決 | (LEX/DB25517897) | 342 |
| 東京地裁平成26年3月27日判決 | (LEX/DB25503978) | 217 |
| 盛岡地裁平成26年4月11日判決 | (判時2232号80頁、訟務月報61巻4号733頁) 2 | 225 |
| 東京高裁平成26年8月27日判決 | (公刊物未登載) | 217 |

| 東京高裁平成26年10月16日判決(公刊物未登載) 342、 | 590 | | |
|--|-----|--|--|
| (平成28年) | | | |
| 東京高裁平成28年3月28日判決(公刊物未登載) | 590 | | |
| 東京高裁平成28年12月15日判決(公刊物未登載) | 590 | | |
| (平成29年) | | | |
| 名古屋高裁平成29年12月20日決定(公刊物未登載) | 589 | | |
| (平成30年) | | | |
| 大阪地裁平成30年3月8日決定(公刊物未登載) … 582、 | 583 | | |
| 大阪地裁平成30年4月18日決定(公刊物未登載) 582、 | 586 | | |
| 大阪高裁平成30年6月29日決定(公刊物未登載) 582、 | 586 | | |
| 東京地裁平成30年11月27日判決(LEX/DB25557828) | 126 | | |
| (平成31年) | | | |
| 東京地裁平成31年1月25日判決(LEX/DB25558993) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 342 | | |
| (令和元年) | | | |
| 東京高裁令和元年6月6日判決(公刊物未登載) | 126 | | |
| 東京地裁令和元年7月17日判決(公刊物未登載) | 363 | | |
| 岐阜地裁令和元年 7 月24日判決(LEX/DB25563962) | 368 | | |
| 東京高裁令和元年9月11日判決(公刊物未登載) | 342 | | |
| 東京高裁令和元年12月19日判決(公刊物未登載) 363、 | 367 | | |
| (令和2年) | | | |
| 名古屋高裁令和2年1月23日判決(公刊物未登載) | 368 | | |
| 東京地裁令和 2 年10月22日判決(LEX/DB25586564) | 326 | | |
| (令和3年) | | | |
| 東京高裁令和3年5月12日判決(公刊物未登載) | 326 | | |
| 千葉地裁令和3年9月10日判決(公刊物未登載) | 336 | | |
| (令和4年) | | | |
| 東京高裁令和4年4月14日判決(公刊物未登載) | 334 | | |

★本書の無断複製 (コピー) は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。 また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ 個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警備判例解説集 [第5版]

令和6年3月1日 第5版第1刷発行

編著者 警 備 判 例 研 究 会 発行者 橘 茂 雄 発行所 立 花 書 房 東京都千代田区神田小川町 3-28-2 電 話 (03) 3291-1561 (代表) FAX (03) 3233-2871 https://tachibanashobo.co.jp

平成12年 1 月10日 初版発行 平成15年11月 1 日 改訂版発行 平成21年 2 月15日 増補再訂版発行

平成28年3月1日 第4版発行

©2024 警備判例研究会 倉敷印刷/印刷・製本 乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。